

軽自動車の廃車の届出（一時使用中止）

1	自動車検査証
2	ナンバープレート
3	所有者と使用者の印鑑（認印で可）または申請依頼書（代理人が申請する場合必要）
4	軽自動車検査事務所で用意するもの ① 申請用紙（軽第4号様式）約40円 売店で購入 ② 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布 ③ 手数料 350円が必要です
5	自動車検査証記載の所有者が自動車販売会社や信販会社の場合 その会社の申請依頼書、所有者承諾書が必要です。ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。 ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。 この場合、所有権解除の手続きも必要となります。所有権解除の場合を参照 以下の書類等も追加で必要です。（車庫証明は不要です） ① 新所有者（現使用者）の住民票（発行後3ヶ月以内） ② 申請用紙（軽第1号様式）約30～40円 売店で購入